

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………
- …(都市整備局市街地整備部画整理課) ……
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課) ……
- 指定障害福祉サービス事業者の廃止……………
- …(福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課) ……
- 知事指定薬物の指定……………(福祉保健局健康安全部業務課) ……
- …
- 開発行為に関する工事完了……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) ……
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………(産業労働局商工部地域産業振興課) ……
- 放置車両確認事務の委託 (四十三件) ……(警視庁) ……

告示

● 東京都告示第四十六号
 土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号) 第三十九条第一項の規定に基づき日野市川辺堀之内土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定

により、次のとおり告示する。

令和三年一月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

日野市川辺堀之内土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十一年三月二十四日から令和三年三月三十一日まで

三

施行地区

日野市大字豊田、大字川辺堀之内及び大字上田の各一部

四

事務所の所在地

日野市大字川辺堀之内五百八十八番地の一

五 設立認可の年月日

平成二十一年三月二十四日

六 変更の内容

事業施行期間を令和五年三月三十一日まで延長する。

七 変更認可の年月日

令和三年一月二十二日

東京都告示第四十七号

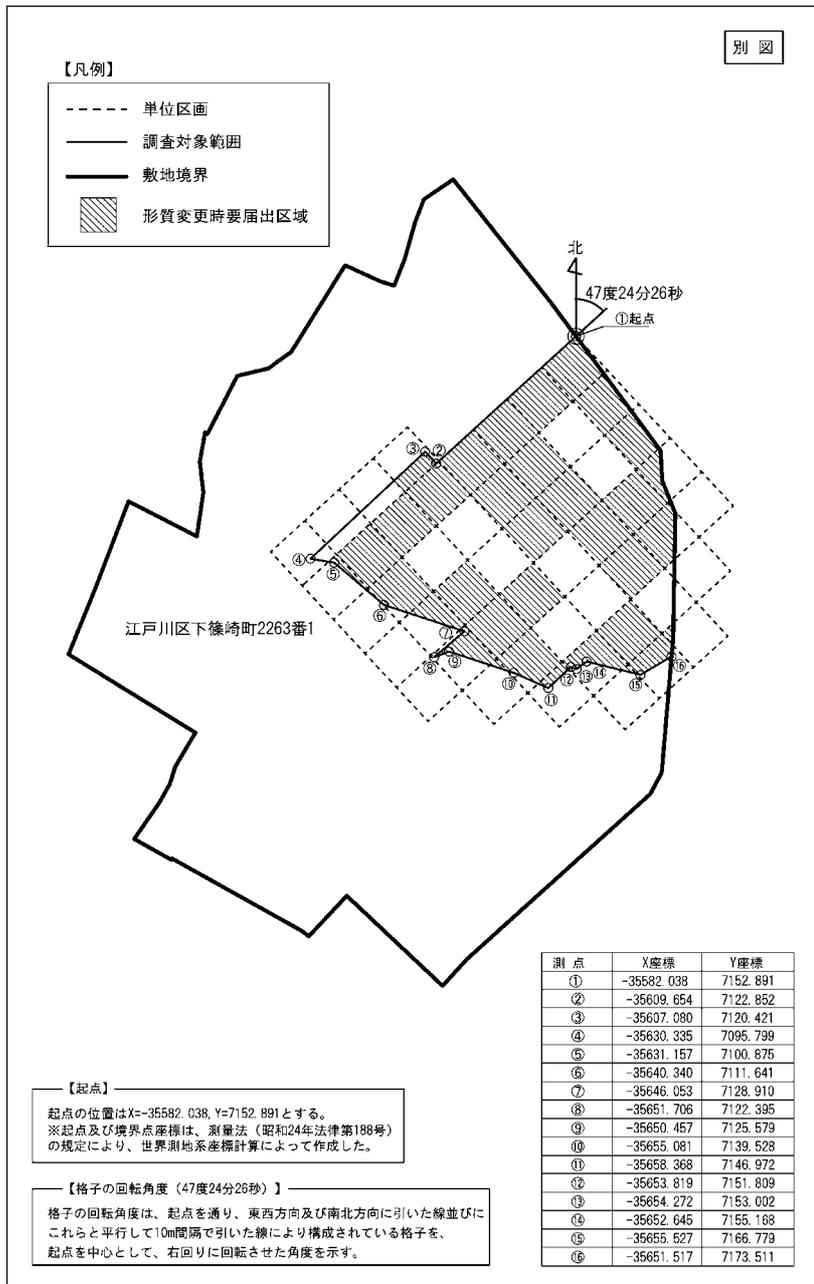
土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年一月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (江戸川区下篠崎町地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物



●東京都告示第四十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十六条第二項の規定に基づく届出があったので、第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年一月二十二日

東京都知事 小池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ソラスト	ホームヘルプサービス ソラスト船場	江戸川区松江5-12-14	令和2年9月30日
株式会社GLOBAL CARE	グローバル ケア サービス	世田谷区上用賀6-3-7 ハイツ上用賀201	令和2年10月31日
株式会社かがやき	介護サービスかがやき	葛飾区立石5-14-3 1階	同日
一般社団法人みかんの社	みかんの花	町田市町1-26-14 1階	同日

サービスの種類 重度訪問介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ソラスト	ホームヘルプサービス ソラスト船場	江戸川区松江5-12-14	令和2年9月30日
株式会社GLOBAL CARE	グローバル ケア サービス	世田谷区上用賀6-3-7 ハイツ上用賀201	令和2年10月31日
一般社団法人みかんの社	みかんの花	町田市町1-26-14 1階	同日

サービスの種類 同行援護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
ホーブール株式会社	カレッジケア	江東区亀戸6-20-8 第五共立ビル207	令和2年10月1日
一般社団法人ささえる手	訪問介護事業所カブトムシ	練馬区東大泉1-16-17 グリジャンコート大泉105	同日
一般社団法人みかんの社	みかんの花	町田市町1-26-14 1階	令和2年10月31日

サービスの種類 行動援護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
一般社団法人みかんの社	みかんの花	町田市町1-26-14 1階	令和2年10月31日

サービスの種類 短期入所

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社コンサルティングZERO	グループホームHARU東馬込	大田区東馬込1-18-3	令和2年10月1日

サービスの種類 就労移行支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人ロケット	原町田スクエア	町田市原町田5-4-19	令和2年3月1日
株式会社チャレンジジャパン	就労支援センターひまわりあち野	中野区中野4-7-1 野口ビル3階	令和2年10月31日

サービスの種類 就労継続支援(A型)

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
一般社団法人ディーセントワールド	スワンカフェ&ベーカリー町田2号店	町田市木曽西2-17-21 ショッピングセンター305F内	令和2年9月30日

サービスの種類 就労継続支援(B型)

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人こまくさの会	通所作業所こまくさ工房	昭島市緑町2-29-6	令和2年10月31日

サービスの種類 就労定着支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社チャレンジジャパン	就労支援センターひまわりあち野	中野区中野4-7-1 野口ビル3階	令和2年10月31日

サービスの種類 共同生活援助

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社そよかぜ	グループホームちよかぜ	江戸川区南小岩4-12-5	令和2年10月31日

●東京都告示第四十九号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和三年一月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 知事指定薬物の名称

- (一) 化学名 エチルニ―〔二―(五―フルオロペンチル)―一H―インダゾール―三―カルボキサミド〕―三―ジメチルプタノアールト及びその塩類(通称名五F―EDMB―PIN A C A)
- (二) 化学名 メチルニ―〔二―(四―フルオロベンジル)―一H―インドール―三―カルボキサミド〕―三―メチルプタノアールト及びその塩類(通称名AMB―FUBICA、MMB―FUBICA)
- (三) 化学名 (八R)―一―(シクロプロパンカルボニル)―N―N―ジエチル―六―メチル―九―十―ジデヒドロエルゴリン―八―カルボキサミド及びその塩類(通称名cP―LSD)
- (四) 化学名 メチルニ―三―メチル―二―〔一―(ペント―四―エン―一―イル)―一H―インドール―三―カルボキサミド〕プタノアールト及びその塩類(通称名MMB―O―二―、AMB―四en―PICA、MMB―四en―PICA)

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため

三 施行期日

令和三年一月二十三日

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年一月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

西東京市住吉町三丁目二千四百八十四番九の一部(第一工区) 杉並区阿佐谷南三丁目三十五番二十一号 株式会社細田工務店 代表取締役 平野富士雄

小平市花小金井五丁目五百四十七番一、同番十並びに同番十一及び同番十五の各一部、五百四十八番一、同番二、同番五、同番七、五百四十九番一、同番七並びに同番八 中央区日本橋室町三丁目二番一号 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 藤林 清隆

調布市深大寺東町三丁目四番一の一部、同番一地先、同番二の一部及び九番五(第四工区) 西東京市東伏見三丁目八番十三号 ティーアラウンド株式会社 代表取締役 大橋 博範

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和三年一月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

- (一)ア 店舗名 サンドラッグ恋ヶ窪店
- イ 店舗所在地 小平市上水本町六丁目四番一号
- ウ 設置者名 オサキエンタープライズ株式会社
- (二)ア 店舗名 (仮称)池上駅ビル
- イ 店舗所在地 大田区池上六丁目七十三番二ほか
- ウ 設置者名 東急株式会社ほか一名
- (三)ア 店舗名 立川タクロス
- イ 店舗所在地 立川市曙町二丁目二番二十二号
- ウ 設置者名 株式会社ヤマダ電機ほか十二名

二 東京都の意見の概要

ア 概要 一(一)から(三)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。

イ 意見の通知日

三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

四 縦覧期間

令和三年一月二十二日から同年二月二十二日まで。ただし、東京都の休

五 縦覧時間

日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

警視庁麴町警察署長

警視正 小山内 男

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁麴町警察署の管轄区域

(2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

警視庁神田警察署長

警視 濱田 卓

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁神田警察署の管轄区域

(2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

警視庁丸の内警察署長

警視正 古山良三

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁丸の内警察署の管轄区域

(2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

警視庁中央警察署長

警視 菅原明彦

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁中央警察署の管轄区域

(2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

警視庁築地警察署長

警視正 横田静司

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁築地警察署の管轄区域

(2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

警視庁月島警察署長

警視 富田利雄

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁月島警察署の管轄区域

(2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について
 道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標準の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 令和3年1月22日

警視庁三田警察署長
 警視 高 浜 直 也
 記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 シンテイ警備株式会社
 - (2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号
- 2 確認事務を行う区域及び期間
 - (1) 区域 警視庁三田警察署の管轄区域
 - (2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について
 道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標準の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 令和3年1月22日

警視庁愛宕警察署長
 警視 栗 城 研 生
 記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 シンテイ警備株式会社
 - (2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号
- 2 確認事務を行う区域及び期間
 - (1) 区域 警視庁愛宕警察署の管轄区域
 - (2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について
 道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標準の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 令和3年1月22日

警視庁万世橋警察署長
 警視 奥 友 芳 信
 記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 テイケイ株式会社
 - (2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号
- 2 確認事務を行う区域及び期間
 - (1) 区域 警視庁万世橋警察署の管轄区域
 - (2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について
 道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標準の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 令和3年1月22日

警視庁久松警察署長
 警視 木 崎 徳 彦
 記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 テイケイ株式会社
 - (2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号
- 2 確認事務を行う区域及び期間
 - (1) 区域 警視庁久松警察署の管轄区域
 - (2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

警視庁東京湾岸警察署長

警視 深井 貴

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目7番34号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁東京湾岸警察署の管轄区域

(2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

警視庁深川警察署長

警視 下田 亨

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目7番34号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁深川警察署の管轄区域

(2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

警視庁高輪警察署長

警視 宮川 伸一郎

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁高輪警察署の管轄区域

(2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

警視庁麻布警察署長

警視 大田 晃央

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁麻布警察署の管轄区域

(2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

警視庁赤坂警察署長

警視正 小林 利一

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁赤坂警察署の管轄区域

(2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

警視庁原宿警察署長

警視 野上 明宏

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁原宿警察署の管轄区域

(2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

警視庁品川警察署長

警視 近藤 義宏

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 テイクエイ株式会社

(2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁品川警察署の管轄区域

(2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

警視庁大井警察署長

警視 山口 満

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 テイクエイ株式会社

(2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁大井警察署の管轄区域

(2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

警視庁大崎警察署長

警視 小石川 速人

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 テイクイ株式会社

(2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁大崎警察署の管轄区域

(2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

警視庁荏原警察署長

警視 片野 覚

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 テイクイ株式会社

(2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁荏原警察署の管轄区域

(2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

警視庁渋谷警察署長

警視 正田 中 康 義

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁渋谷警察署の管轄区域

(2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

警視庁代々木警察署長

警視 押切 浩之

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁代々木警察署の管轄区域

(2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

警視庁牛込警察署長

警視 田 中 國 博

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁牛込警察署の管轄区域

(2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

警視庁四谷警察署長

警視 正 本 田 英 昭

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁四谷警察署の管轄区域

(2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

警視庁新宿警察署長

警視 正 渡 會 幸 治

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アネシス

(2) 所在地 千代田区神田小川町三丁目3番地

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁新宿警察署の管轄区域

(2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

警視庁戸塚警察署長

警視 橋 本 憲 一 郎

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アネシス

(2) 所在地 千代田区神田小川町三丁目3番地

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁戸塚警察署の管轄区域

(2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

警視庁富坂警察署長

警視 鈴木 久 恵

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁富坂警察署の管轄区域

(2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

警視庁大塚警察署長

警視 近藤 智 和

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁大塚警察署の管轄区域

(2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

警視庁駒込警察署長

警視 北川 雅 俊

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁駒込警察署の管轄区域

(2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

警視庁巣鴨警察署長

警視 佐藤 健 二

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁巣鴨警察署の管轄区域

(2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標準の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

警視庁池袋警察署長

警視正 西川 秀樹

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アネシス

(2) 所在地 千代田区神田小川町三丁目3番地

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁池袋警察署の管轄区域

(2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標準の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

警視庁目白警察署長

警視 尾形 靖

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アネシス

(2) 所在地 千代田区神田小川町三丁目3番地

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁目白警察署の管轄区域

(2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標準の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

警視庁本富士警察署長

警視 國府田 剛

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目7番34号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁本富士警察署の管轄区域

(2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標準の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

警視庁上野警察署長

警視 後藤 治久

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目7番34号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁上野警察署の管轄区域

(2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

警視庁下谷警察署長

警視 長谷川 博 省

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目7番34号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁下谷警察署の管轄区域

(2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

警視庁浅草警察署長

警視正 大 澤 和 仁

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目7番34号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁浅草警察署の管轄区域

(2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

警視庁蔵前警察署長

警視 宮 本 博 嘉

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目7番34号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁蔵前警察署の管轄区域

(2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

警視庁本所警察署長

警視正 大 浦 茂

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アネシス

(2) 所在地 千代田区神田小川町三丁目3番地

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁本所警察署の管轄区域

(2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について
 道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標準の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 令和3年1月22日

警視庁向島警察署長
 警視 品 田 一 彦
 記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 株式会社アネジス
 - (2) 所在地 千代田区神田小川町三丁目3番地
- 2 確認事務を行う区域及び期間
 - (1) 区域 警視庁向島警察署の管轄区域
 - (2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標準の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 令和3年1月22日

警視庁城東警察署長
 警視 井 澤 正 一
 記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 株式会社コアズ
 - (2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目7番34号
- 2 確認事務を行う区域及び期間
 - (1) 区域 警視庁城東警察署の管轄区域
 - (2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について
 道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標準の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 令和3年1月22日

警視庁葛西警察署長
 警視 占 部 貴 之
 記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 株式会社コアズ
 - (2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目7番34号
- 2 確認事務を行う区域及び期間
 - (1) 区域 警視庁葛西警察署の管轄区域
 - (2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標準の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 令和3年1月22日

警視庁小松川警察署長
 警視 三 浦 史 雄
 記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 シンテイ警備株式会社
 - (2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号
- 2 確認事務を行う区域及び期間
 - (1) 区域 警視庁小松川警察署の管轄区域
 - (2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

警視庁小岩警察署長

警視 米山 明 宏

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁小岩警察署の管轄区域

(2) 期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 五〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001



この用紙は、再生紙のうえにリサイクルされています。